

玄海原子力発電所操業差止訴訟に係る準備書面 1 の概要について

原子力発電所の稼動がなくとも需要に見合う電力供給は可能である旨の原告書面に対し、以下のとおり当社の見解を主張した。

第 1 章 はじめに

第 2 章 電力の供給義務と品質維持

- 電力会社は、電気事業法の規定により電力供給について供給義務が課せられている。
- 当社は、お客さまに対して、良質な電気を安定して供給し続けるという社会的使命を果たすために、電気の使用量（需要）を的確に想定するとともに、それに必要な供給力の確保に努めている。

第 3 章 安定供給に必要な供給予備力

- 良質な電気を安定して供給していくためには、予想外の需要変動にも対応できるよう、通常 8 % 程度以上の供給予備率（適正予備率）を確保しておく必要があるが、2012 年夏は原子力発電所が全基停止しているため、異常事態として、日々の運用に最低限必要な 3 % 以上の予備力の確保に全力を挙げている。

第 4 章 2012 年夏の需給見通し

- 2012 年夏の需給見通しについては、国の需給検証委員会において、第三者の視点から客観的に検証作業が行われ、妥当であることが確認されている。

第 5 章 2012 年夏における節電のお願い

- 2012 年夏は、一昨年並みの猛暑となった場合に供給力が不足することが予想されるため、お客さまに対して一昨年比▲10% 程度以上の使用最大電力の節電をお願いしている。

第 6 章 原告らの主張に対する反論

- 当社の電力需要予測は適切であること
- 当社の供給力予測は適切であること
- 需要予測には供給予備力の確保が不可欠であること

第 7 章 結論

- 原告らは、当社の 2012 年夏の電力需給見通しが不当であると主張するが、その主張は、前提条件に誤りがあるもの、あるいは原告ら独自の前提に立つものであり、いずれも合理性を欠くものであって、当社による 2012 年夏の需要予測の妥当性を否定するものではない。

以上